

# 平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	26	府 省 庁 名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )		
要望項目名	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）               <ul style="list-style-type: none"> <li>a) テトラクロロエチレンを活性炭に吸着させて回収する装置及びこれと一体となって設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置（以下「活性炭吸着式処理装置等」という。）</li> <li>b) テトラクロロエチレンを含む地下水の水質を浄化するための施設（以下「地下水浄化施設」という。）</li> </ul> </li> <li>・ 特例措置の内容               <p>活性炭吸着式処理装置等及び地下水浄化施設について、固定資産税の課税標準が1/3及び1/2に、それぞれ軽減されているが、この適用期限（平成22年3月31日）を2年間延長する。</p> </li> </ul>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税法附則第15条第3項、第4項</li> <li>地方税法施行令附則第11条第6項、第10項</li> <li>地方税法施行規則附則第6条第16項、第26項(地方税法施行規則第16条の6第2項、第5項)</li> </ul>		
要望理由	<p>テトラクロロエチレン等に係る排出規制が強化されている状況の下で、大気汚染防止、水質汚濁防止等の諸問題に対処するため、公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図る必要がある。特にドライクリーニングにより大気中に排出され、又は地下水へ浸透されるテトラクロロエチレンは、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質であり、このため、活性炭吸着式処理装置等及び地下水浄化施設の取得を促進する必要がある。</p> <p>本措置は、経営基盤の脆弱な小規模零細業者が大部分を占めるクリーニング業者が、活性炭吸着式処理装置等及び地下水浄化施設を取得及び保有するにあたり、固定資産税を軽減することで新たな設備投資の促進を図るものであり、引き続き(株)日本政策金融公庫の融資等とともに本措置を実施することにより公害防止対策に寄与するもの。</p>		
減収見込額	(初年度)      —      (29.3)                      (平年度)      —      (29.3)                                      (単位：百万円)		
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>    国税(所得税・法人税)における特別償却制度</li> </ul>	
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>    (株)日本政策金融公庫からの融資</li> </ul>	
過去の要望経緯	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税</li> <li>    なし</li> </ul>	
	過去の経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資、補助金その他</li> <li>    (株)日本政策金融公庫からの融資</li> </ul>	
過去の要望経緯	平成9年度 創設 平成10,12,14年度 延長 平成16年度 延長(活性炭吸着式処理装置の特例措置が「6分の1に減額」から「3分の1に減額」に変更) 平成18年度 延長(地下水浄化施設の特例措置が「3分の1に減額」から「2分の1に減額」に変更) 平成20年度 延長		
本要望に対応する縮減案	—		